

各 府 省 庁 提 出 資 料

○	内閣	府	資	料
○	消費者	庁	資	料
○	文部	学	省	料
○	厚生	働	省	料
○	防衛	省	資	料
○	環境	省	資	料
○	復興	庁	資	料
○	総務	省	資	料
○	法務	省	資	料
○	外務	省	資	料
○	農林	産	省	料
○	経済	業	省	料
○	国土	通	省	料
○	警察	庁	資	料

子供の未来応援基金による居場所づくり等の支援

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト「子供の未来応援国民運動」の下、企業や個人からの寄付金による「子供の未来応援基金」により、居場所づくりをはじめとした子供たちに寄り添った活動を行う民間団体を支援。

- ・延べ支援団体数 : 449団体
- ・寄付総額 : 約14億1,600万円（令和3年1月31日現在）
うち支援総額（決定） : 9億7,100万円

※平成27年10月に基金を創設。これまでに計5回支援し、令和3年1月には6回目の支援を決定。

基金におけるこれまでの支援団体事例

居場所の提供・相談支援を行う事業

NPO法人 青少年の居場所 Kiitos（東京都）【第2回支援】

事業内容

- 不登校やひとり親家庭などの様々な事情により家に居場所がない、又は生活に困難を抱えた子供・若者を対象に、心身共に安心して自由に過ごせる居場所を運営。地域の農家等から食材等をいただき、地域のボランティアによる昼・夕食を無償で提供。
- 中学生以上の子供たちに個別に元教師等のボランティアによる学習支援も実施。



地域子供の未来応援交付金による居場所づくり等の支援 (令和2年度(3次)補正予算1.5億円、令和3年度予算案1.5億円)

子供たちと「支援」を実際に結び付ける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。

【交付対象】 都道府県、市町村

【対象事業】 実態調査・計画策定、子供等支援事業・連携体制整備、研修事業

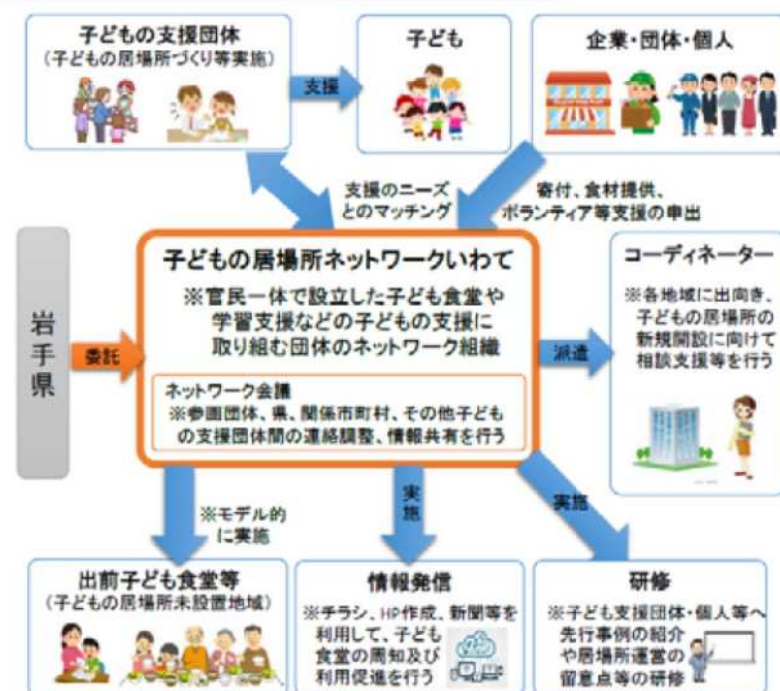
<子供等支援事業の例>

居場所づくり事業、訪問相談員の配置、コーディネーターの配置、相談窓口の設置等

地域子供の未来応援交付金における支援自治体事例

子供の居場所ネットワーク形成支援事業 (岩手県)

○県内で子どもの学習支援など子どもの支援に取り組んでいる団体のネットワーク組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」の活動を支援することによって、県内各地域における子どもの居場所づくりを推進し、企業と支援団体とのマッチング等の連携を促進するための取組を推進する。



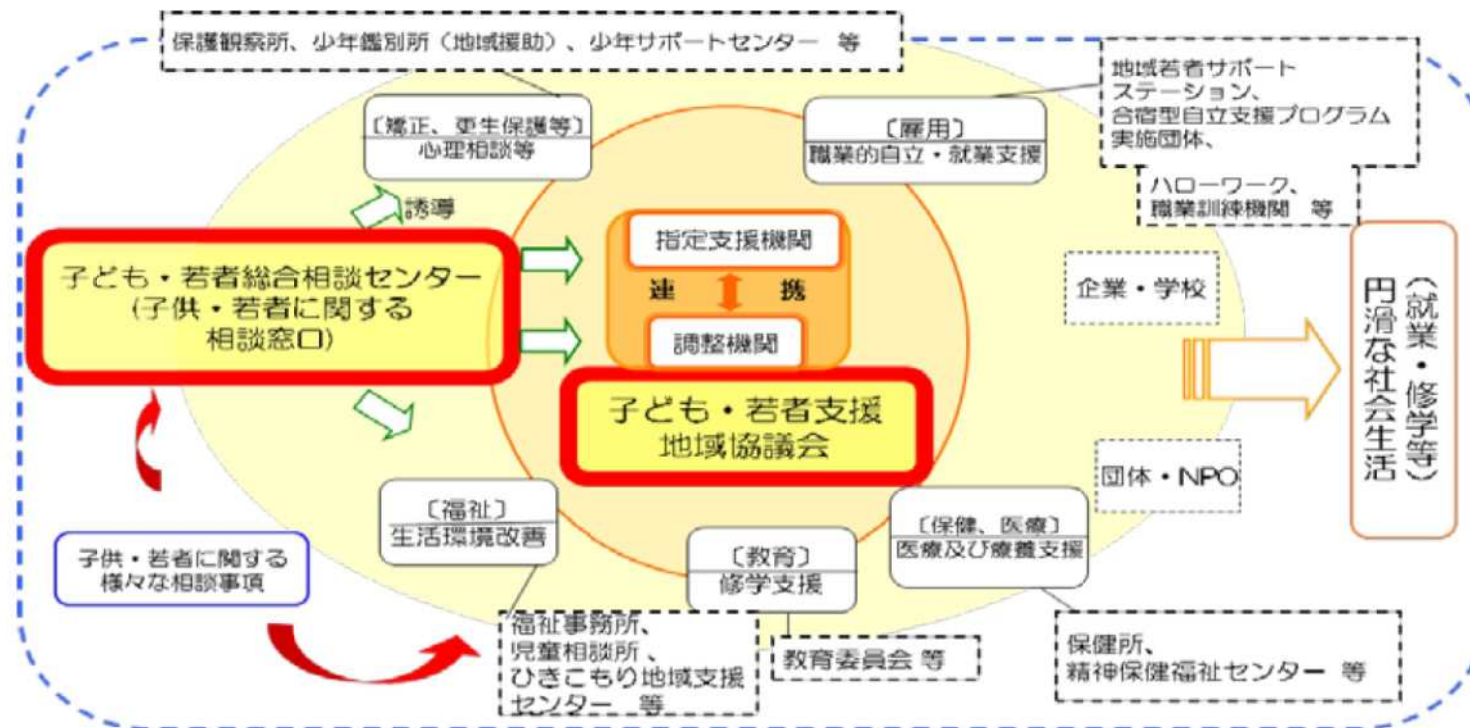
子ども・若者育成支援推進法に基づき、①子供・若者育成支援推進大綱の策定、②子供・若者支援体制の整備、③子供・若者支援人材の養成等を実施。

1. 子供・若者育成支援推進大綱の策定

政府における子供・若者の育成支援の基本的な方向性や施策等を示す子供・若者育成支援推進大綱について、孤独・孤立の顕在化など子供・若者を取り巻く現状・課題等を踏まえつつ、第3次となる新たな大綱を本年3月末を目途に策定する予定。

2. 子供・若者支援体制の整備

困難な状態にある子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など地域における様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」、子供・若者に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」の設置及びその機能向上を促進。



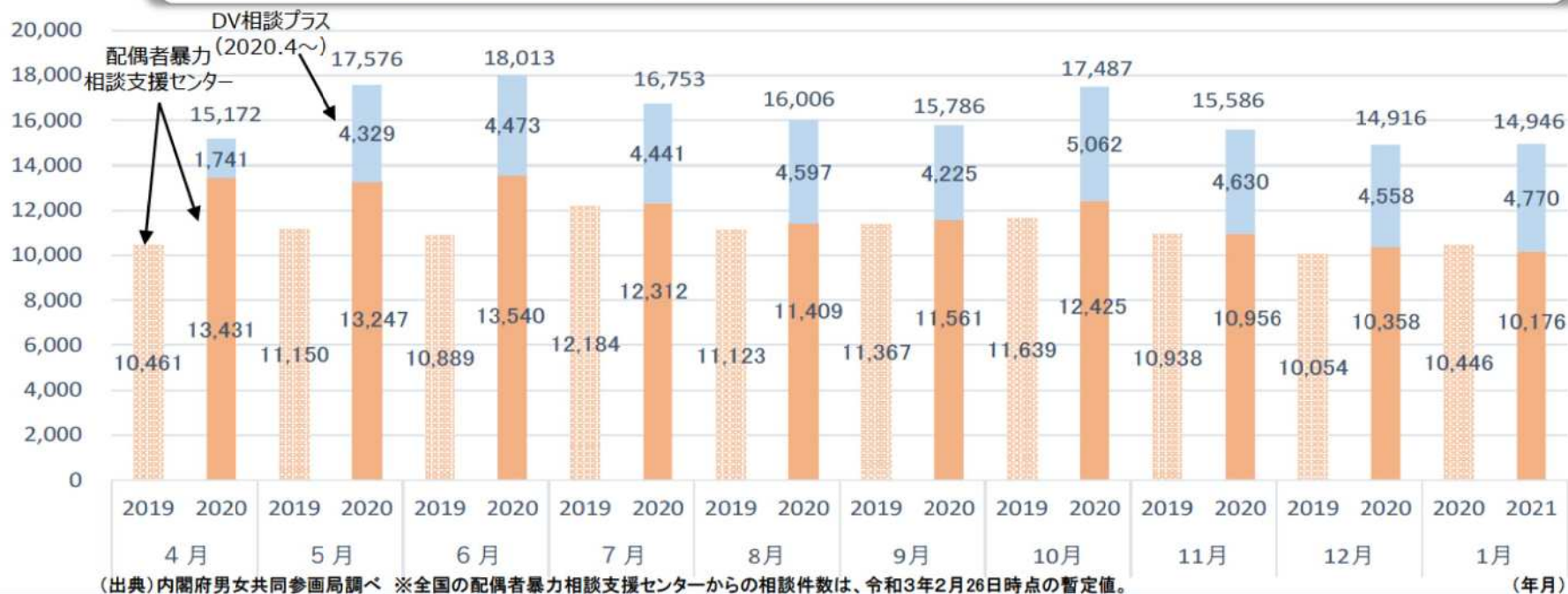
3. 子供・若者支援人材の養成

地域において相談業務や訪問支援（アウトリーチ）等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施。

DV相談件数の増加の状況

内閣府資料

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年4月から2021年1月の相談件数は、16万2,241件で、前年同期の約1.5倍。
- ✓ 既に昨年度（2019年度）全体の相談件数（11万9,276件）を大きく上回っている。



【DV相談ナビダイヤル】

※最寄りのDV相談センター
#8008 (はれれば)



プラス
DV相談+

令和2年4月20日開始

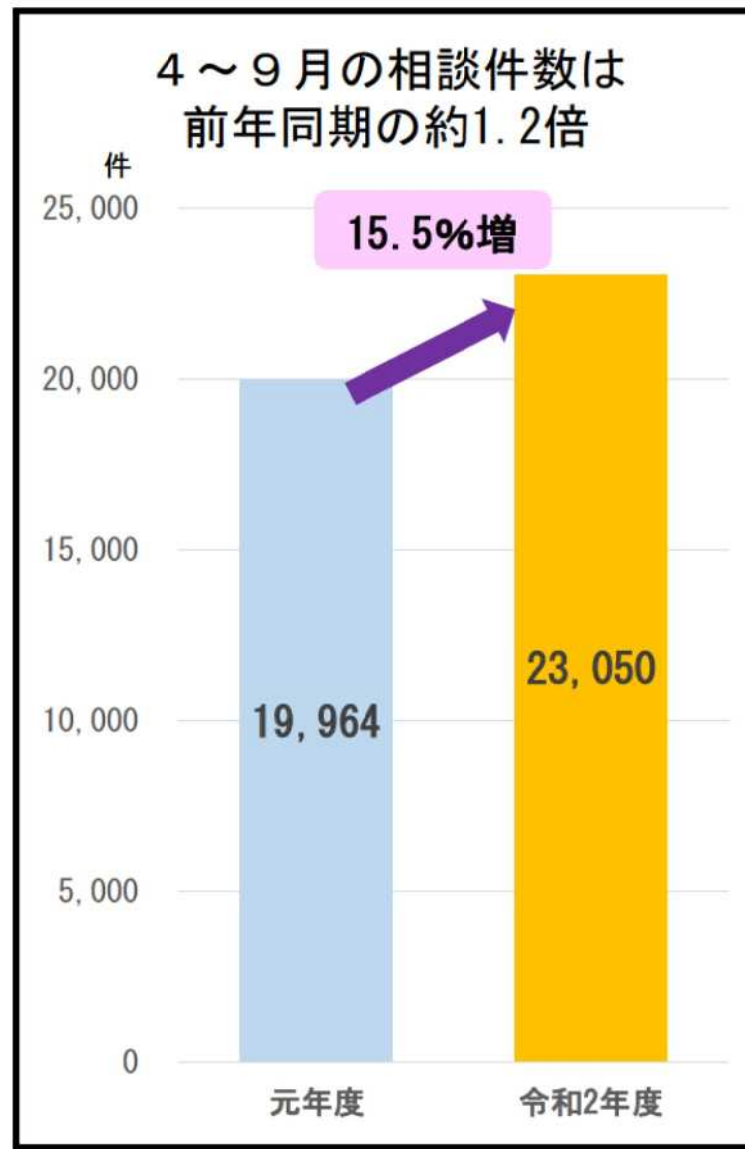
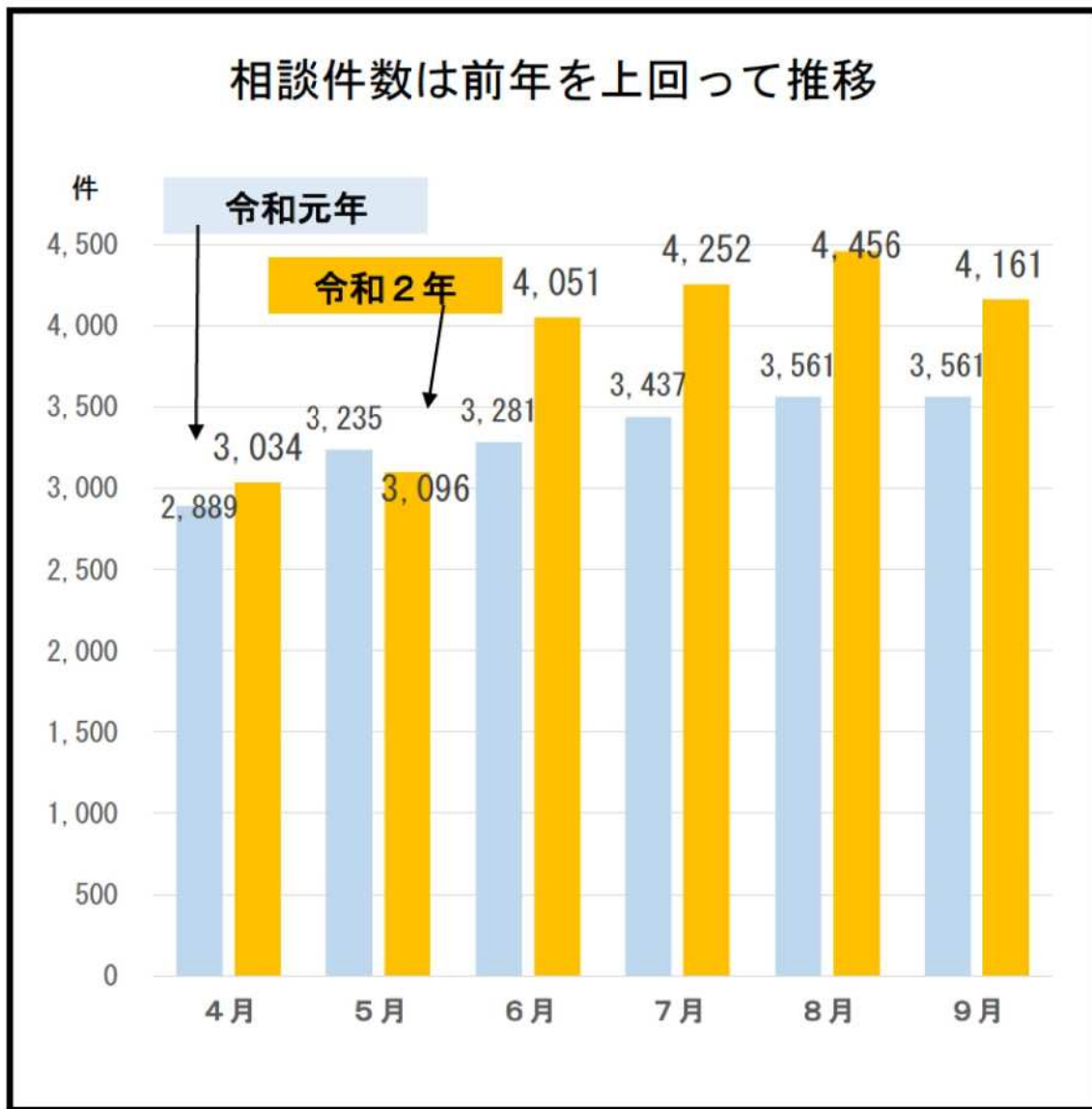
SNS相談
メール相談

24時間電話相談

0120-279-889

同行支援、保護 等

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移 (令和2年4～9月)

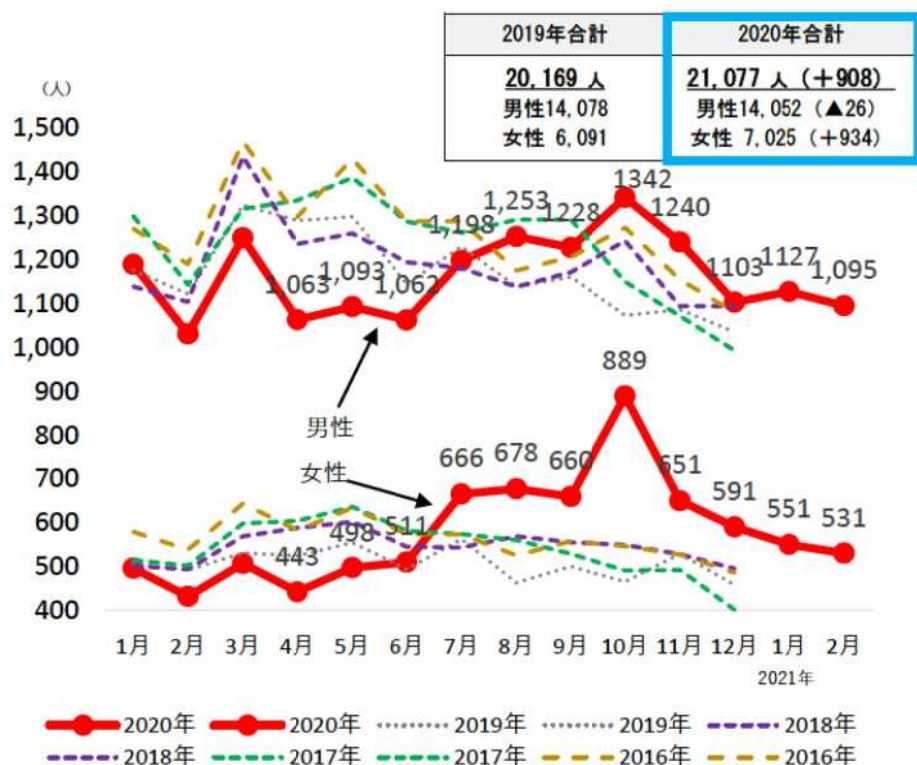


注：相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計

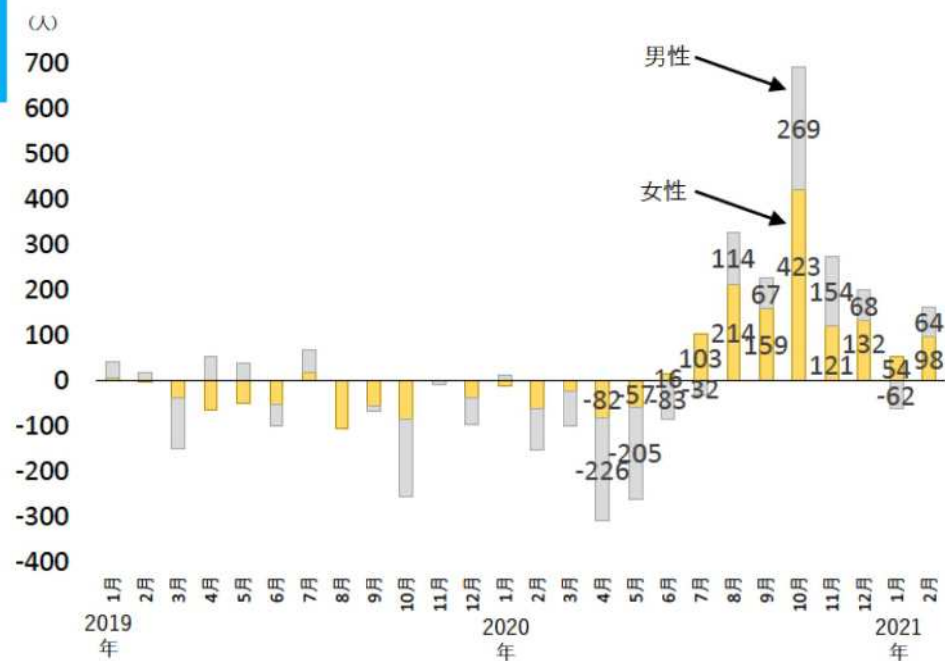
自殺者数の推移

- ✓ 女性の自殺者数は、2021年2月は531人で、対前年同月98人増加。対前年同月では9カ月連続の増加。
- ✓ 年合計では、男性は対前年で26人の減少であったが、女性は934人の増加。

自殺者数



自殺者数の前年同月差

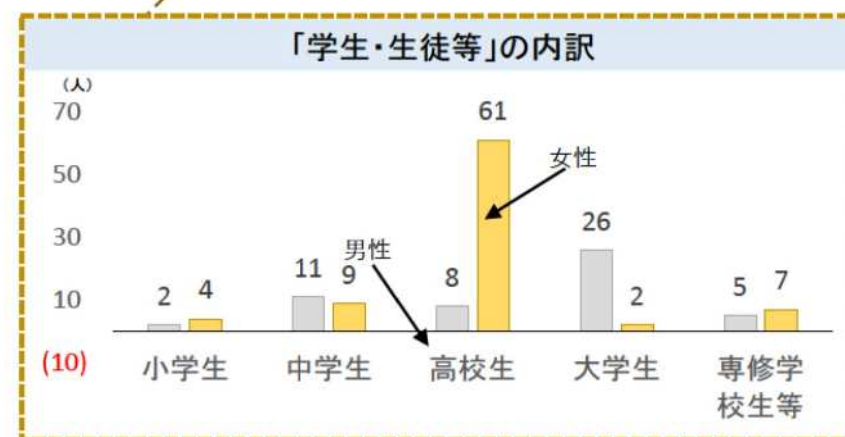
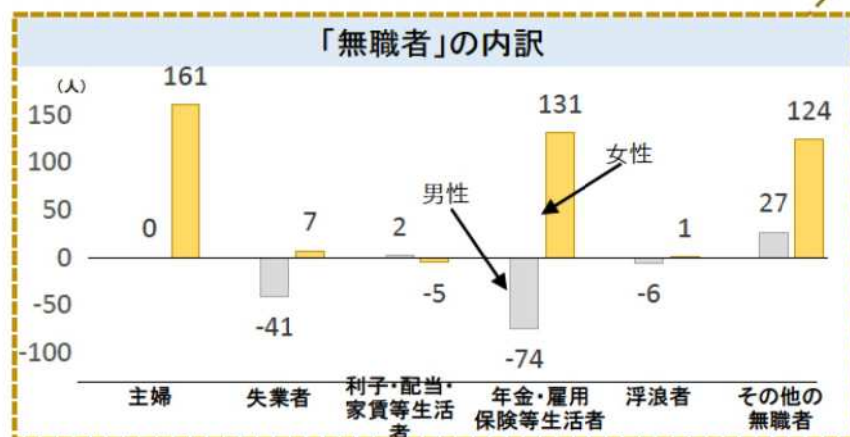


(警察庁HP「自殺者数」より作成。原数値。2019年分までは確定値。2020年分は2021年1月31日時点の暫定値。2021年分は2021年3月5日時点の速報値。)

自殺者数の増減

✓ 女性は、「無職者」では「主婦」「年金・雇用保険等生活者」が、「学生・生徒等」では「高校生」が、特に増加。

職業別の自殺者数の前年同月差(2020年4月～12月の累計)



(厚生労働省HP「自殺の統計」より作成。2019年分は「各年の状況」の確定値。2020年分は2021年2月8日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。)

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の開催について

令和2年9月23日
内閣府男女共同参画局長決定
令和2年10月14日
一部改正

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからのDVや性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、今般の感染症の拡大は、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用特に影響が強く表れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。

一方、これを契機に、オンライン活用が普及し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

このように性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが必要である。

このため、以下の事項を調査検討するため、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、「第5次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針 2021」の策定に向けた議論に反映させることとする。

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響
- ②女性の視点からの政策課題の把握

2 構成

- (1) 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。なお、男女共同参画局長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 座長は、構成員の中から、男女共同参画局長が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 庶務

研究会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会構成員名簿

(五十音順、敬称略、◎は座長)

大崎 麻子	特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事
大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
◎白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
筒井 淳也	立命館大学産業社会学部教授
永濱 利廣	株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト
松田 明子	山形県子育て若者応援部長
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
山田 久	株式会社日本総合研究所副理事長

地域女性活躍推進交付金の活用

	想定される対象者・課題	取組の例
活躍推進型	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「新たな日常」への対応 ・企業における意思決定過程への女性の参画の拡大 ・女性の多様な働き方の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルを活用して仕事をする人材へとステップアップするためのセミナー ・新たな働き方を定着させるための在宅ワークに関するセミナー 等 ・企業経営者を対象としたセミナー ・女性が今後のキャリアプランを考えるための分析ツールの作成等 ・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設等
寄り添い支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、不本意に退職や収入減になった女性、苦境に陥った女性 ・女性差別やハラスメント等による悩み、トラウマ等を抱え、特に心理面での寄り添った支援が必要な女性 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・面談以外の手段として、メールやSNSを活用した補足的な相談体制の整備 ・非正規雇用女性のコロナによる影響や生活実態、求める支援等を内容とする調査等 ・カウンセラー、臨床心理士等、専門相談員による相談の開設・設置 ・就業に慣れるためのジョブカフェ等の運営 ・他機関へ連携した後の相談者へのフォローアップ、継続的な相談の対応等



地域における消費者被害の未然防止 【消費者庁】

見守りネットワーク
(消費者安全確保地域協議会)



孤独・孤立した状況に置かれた
方への見守り、啓発活動

○地域の関係者（行政、団体、事業者、ボランティア）の連携強化による、より効果的な見守り
➡被害の情報が消費生活センターにつながる仕組み

○地域における啓発活動、注意喚起



消費者被害の早期発見、未然防止

<参考>見守りネットワーク設置自治体:令和3年2月末時点で全国315自治体で設置

文部科学省における 孤独・孤立対策に関する取組と課題



初等中等教育での取組

相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実
- ・SNS等を活用した相談事業
- ・24時間子供SOSダイヤル

児童生徒の自殺等対策について

- ・「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進
- ・児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等の推進

<課題>

- ・児童生徒が日常的に相談できる体制整備に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実など、相談体制の更なる充実が必要。
- ・自殺予防教育の推進、ICTを活用した効果的な自殺対策の検討、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺の原因分析や適切な対応等の検証が必要。

高等教育での取組

学生の学びの継続のための支援

- ・相談体制の整備等を徹底するなど、各大学に対して学生の悩みや不安に寄り添った対応を依頼
- ・新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生に支援を実施

大学等に対し、学生に寄り添った対応を要請

- ・十分な感染対策を講じた上での対面授業の実施や、学内施設の開放等を各大学等に要請
- ・学生に寄り添う好事例を収集し、水平展開

<課題>

- ・コロナ禍における大学等の授業について、遠隔授業が中心となっており対面授業の機会が少ないなど、キャンパスでの学生間・学生と教職員との間の人的交流が十分できていないという学生からの声が見られる。
- ・学生への支援について、これまで大学の取組についての調査を行っているが、学生の声を直接把握する必要がある。

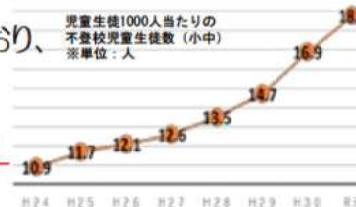
参 考 资 料

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和3年度予算額(案) 72億円
(前年度予算額 67億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額(案) : 5,278百万円(前年度予算額 : 4,866百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事 (学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,200校** (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額(案) : 1,938百万円(前年度予算額 : 1,806百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事 (学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,500校** (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

SNS等を活用した相談事業

令和3年度予算額(案) (補助事業) 53億円の内数
(調査研究事業) 0.1億円



<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年度版情報通信白書 (総務省))

[平日1日] (令和元年度)

10代: 携帯電話 3.3分、固定通話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

<事業概要>

① SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

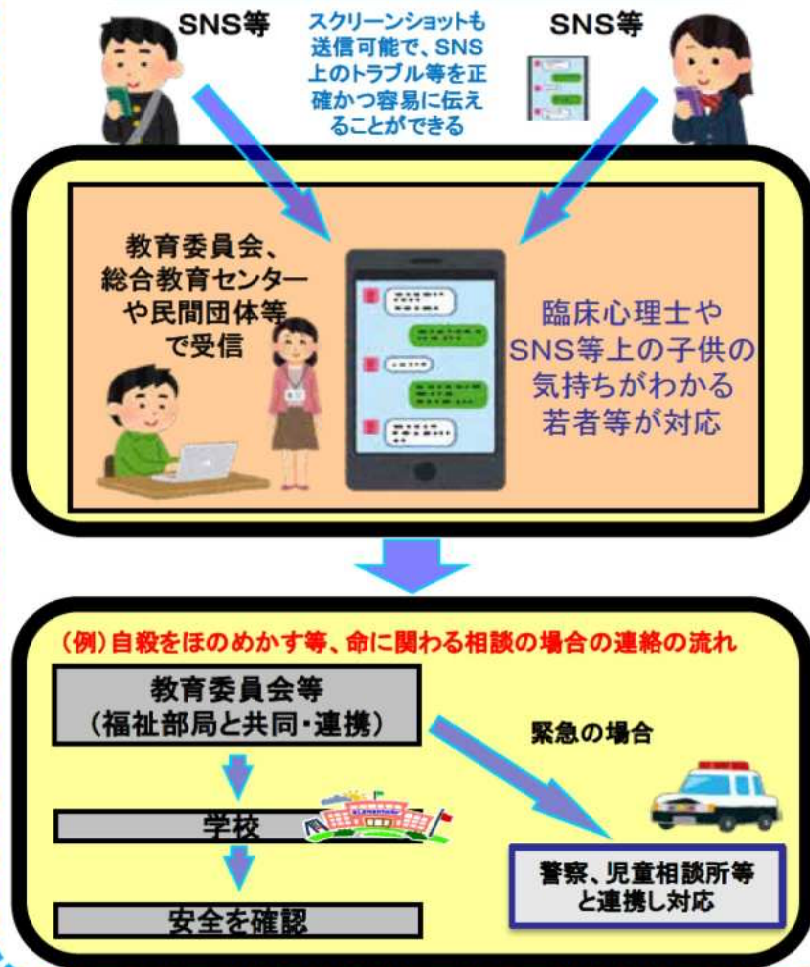
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

【イメージ】SNS等を活用した相談



対象校種

①②小学校・中学校・高等学校等

対象経費

①報酬、期末手当等
②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

実施主体委託先

①都道府県・指定都市
②民間団体等

補助割合委託箇所数

①国: 1/3 都道府県・指定都市: 2/3
②1箇所

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
い
る
話
し
たい
今、
—
—
—
POSTCARD



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くとよ

通話料無料になりました
24時間子供SOSダイヤル **0120-0-78310** なやみいおう
各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎0120-007-110
(通話料無料、県庁所在地または
人権支援センターによる相談窓口)

各都道府県教育委員会
による少年相談窓口
(西のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120-0-78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1/3負担
地方自治体で2/3負担

通話料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「SOSの出し方に関する教育」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる（「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える）
- ② 保護者も含めた世帯単位での支援が可能になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと。

3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫することが考えられること。

4. SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教えることが望ましいこと。

5. 同教育は、厚生労働省の「地域自殺対策強化事業実施要綱」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」(補助率10/10)にも該当し得るため、積極的に本事業を活用するよう周知されたいこと。

児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省)：

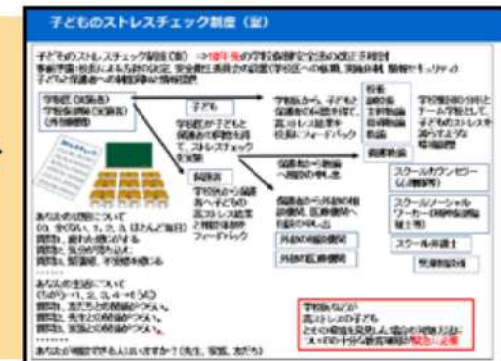
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ：

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rcccmd/StressCheck/>



「RAMPS」

自殺リスクや精神不調の見逃しを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ：<https://ramps.co.jp/>

学生のメンタルヘルスケア

大学等への要請、関係省庁等との連携

◎ 文部科学省高等教育局長通知等での累次にわたる要請〈学生のメンタルヘルスケアの充実〉

- ・学内の組織体制の整備(相談窓口の設置、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保)、新入生をはじめとした学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握、カウンセラーや医師等の専門家との連携等、学生の悩みや不安に寄り添った対応を各大学等に依頼



令和3年度予算案において、新たに学内の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金において、学生の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報等について、各大学等を通じて学生に周知

取組状況等の把握と好事例の展開

◎ 各大学等における学生へのメンタルヘルスケア等の取組状況調査(令和2年9月15日公表)

- ・約9割の大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約8割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携、電話やメール等での相談受付
- ・約7割の大学等が学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会を設定、生活面での相談体制を強化

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援状況等に関する調査(令和3年2月16日公表)

【中途退学者・休学者の状況(4月～12月の状況を比較)】

- ・中途退学者の割合は、令和元年度と比べて令和2年度の方がやや少ない(1.22%→0.97%)
- ・休学者の割合は、令和2年度と令和元年度で、大きな変化はない(2.42%→2.23%)

◎ 大学等における具体的な取組事例の公表(令和2年12月23日公表)

- ・1年生を対象としたオンライン座談会の開催、学生ピアサポーター制度(在学生が新入生等にアドバイスを行う制度)の創設等を公表

学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

- ・(独)日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」や「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」を毎年度開催

新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置

—学生の“学びの支援”緊急パッケージ（令和2年12月～）—

趣旨

- ①意欲ある若者が経済的理由により大学等の修学を断念することがないように、後押しします。
- ②就職内定の取消や就職先が決まらず、やむを得ず、令和3年度も在学する学生を緊急的に支援します。
- ③貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を継続します。

※赤字が今回追加・拡充して実施するもの。

在学時 ※令和2年12月～

学びをあきらめない！～多様なメニューで後押し～

アルバイト代減収への緊急支援

R2予備費 531億円（対象43万人）

◆「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

- ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、**10万円（うち非課税世帯の場合20万円）**を支給

※これまでに申請したが支給を受けていなかった者のうち、大学等で推薦すべきと判断した学生等を調査し、追加支給を実施。

◆緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集（支援期間：R3.1月～3月）

- ・アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等への緊急特別支援として、新たに柔軟化した無利子奨学金事業を実施（令和2年6月及び7月）について、再募集を実施

高等教育の修学支援

家計急変の場合は
随時申込可！

高等教育の修学支援新制度

真に支援が必要な低所得世帯

（年収380万円未満（4人家族モデルケース））を対象として、授業料等減免と給付型奨学金により支援

R2予算 5,274億円（対象51万人）

引き続き呼びかけ
を実施！

緊急授業料等減免

R2 1号補正：7億円 2号補正：153億円（私立高校等分9億円を含む）

家計急変により、授業料等の支払いが困難となった学生等に対し各大学等が実施する授業料等減免を支援

貸与型奨学金

家計急変の場合は随時申込可！

R2事業費 1兆441億円（対象135万人）、R2 3号補正：90億円（無利子奨学金）

より幅広い世帯（無利子：年収～約800万円／有利子：年収～約1,100万円（4人世帯・私大・自宅通学の場合））を対象として支援

就職が決まらない学生等／学びの複線化を希望する学生等への特別支援

◆有利子奨学金の貸与期間延長

- ・就職の内定取消等で、やむを得ず、令和3年度も在学する学生等に対して、緊急支援として、貸与期間を最大1年延長（新規申込可）

◆休学中の者への有利子奨学金の継続貸与

- ・今次の機会を生かし、ボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対し、特例として貸与を休止せず最大1年継続（新規申込可）

業績優秀者返還免除制度（大学院）の申請期間の柔軟化

◆免除内定期間の延長

- ・免除内定者が、研究活動が困難な状況に陥り、修業年限内で課程修了できない場合に内定取消の対象とせず、免除内定の期間を令和3年度まで延長

◆免除申請期間の延長

- ・研究活動が困難な状況に陥り、免除申請が困難な学生を支援するために、特例として、免除申請の期間を令和3年度まで延長

返還時

安心の返還メニュー！～負担軽減策の拡充～

返還期限猶予制度の充実

（※減収・失業などで経済困難となり、返還困難な状況となった場合通算10年まで猶予）

◆猶予10年超の者に対する猶予特例（+1年）の延長

猶予制度（経済困難）を上限まで利用した方が、厳しい経済状況に置かれる状況を救済するため、**特例として更に上限を1年延長し、通算11年まで猶予（従来の申請期間を3カ月延長（～3/31））**

政府全体で支援！～各省庁の支援メニュー～

- ◆緊急小口資金等の特例貸付【厚生労働省】
- ◆雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】
- ◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【厚生労働省】

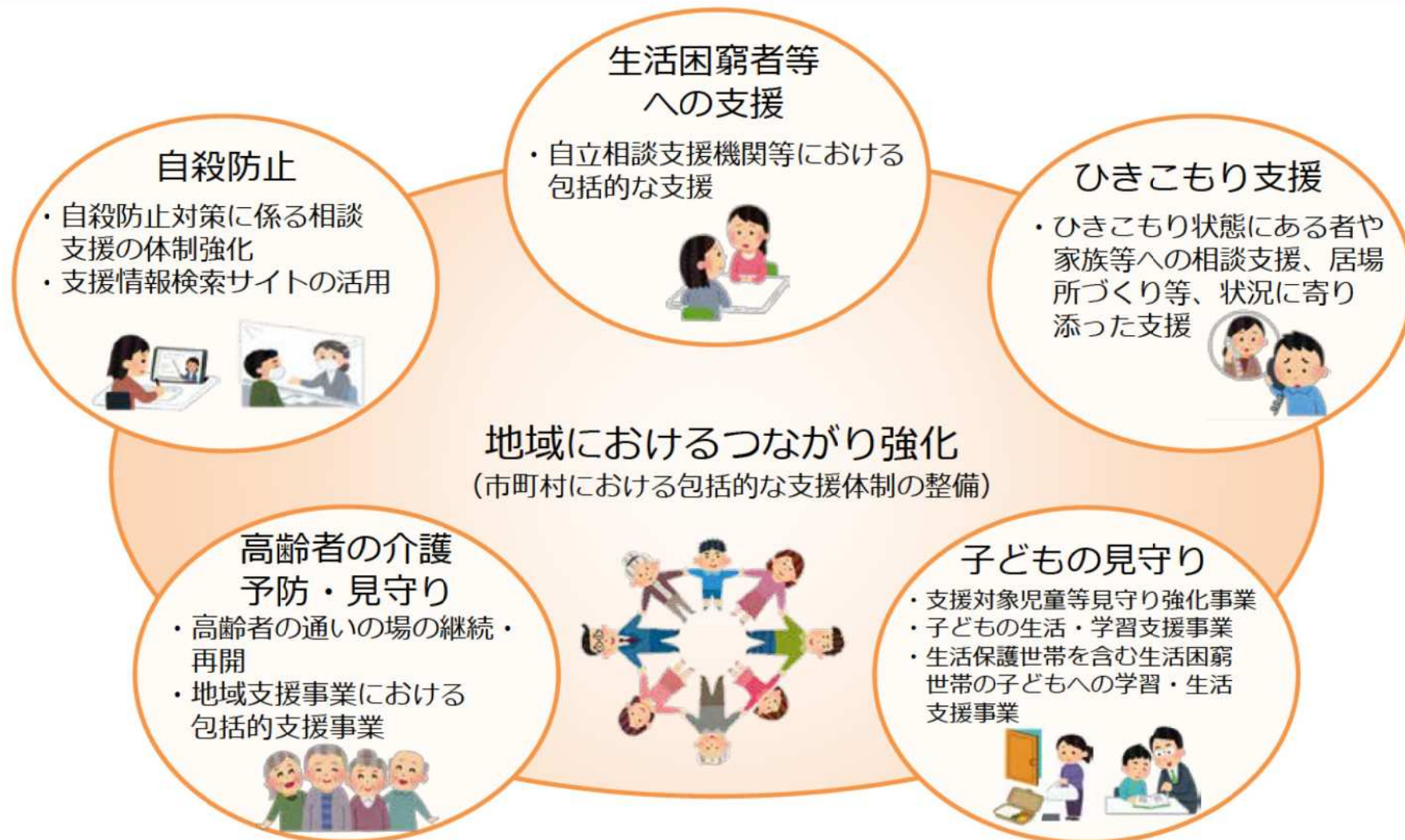
（参考）地方創生臨時交付金【内閣府】

◆上記支援に係る各大学等の相談窓口の整備・一本化を併せて促進

◆学生等や保護者の方に奨学金制度を正しく理解し、安心して利用いただけるよう、「スカラシップアドバイザー」のオンライン版ガイダンスを配信

社会的な孤独・孤立対策について（厚生労働省関係）

厚生労働省では、地域におけるつながり強化に向けて、自殺防止、高齢者の介護予防・見守り、子どもの見守り、生活困窮者等への支援など、社会的孤立を防ぐための施策を各種行っており、新型コロナウイルス感染症の状況下においても、生きづらさや様々な悩みを抱える方々への支援とともに、人と人の「つながり」を守る取組を推進。



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

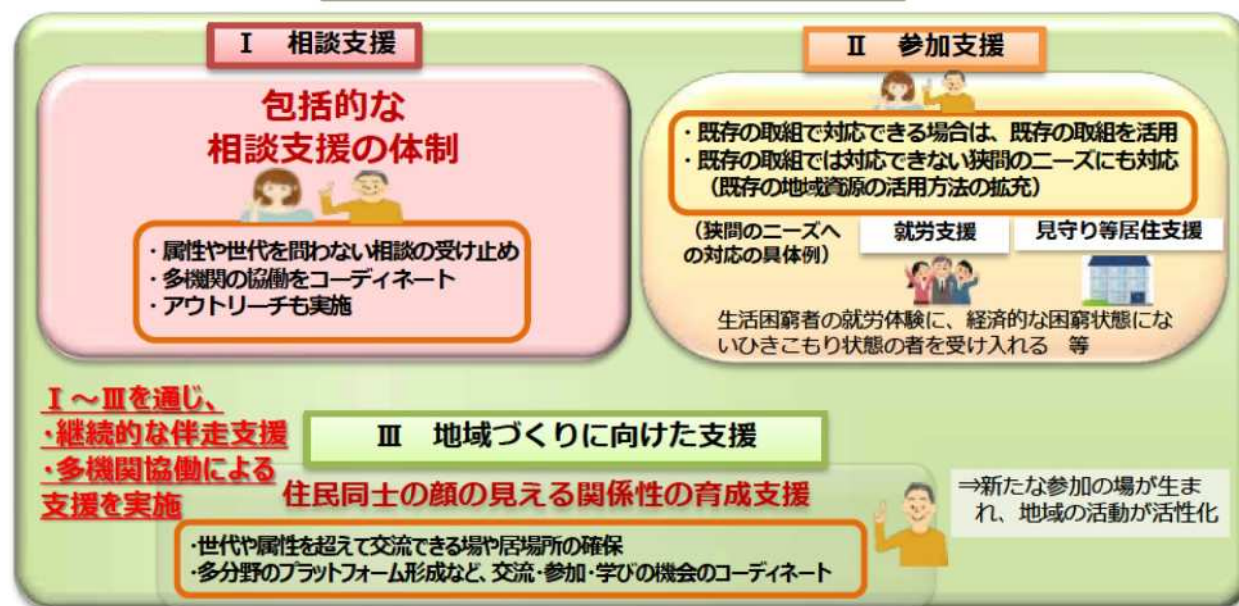
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

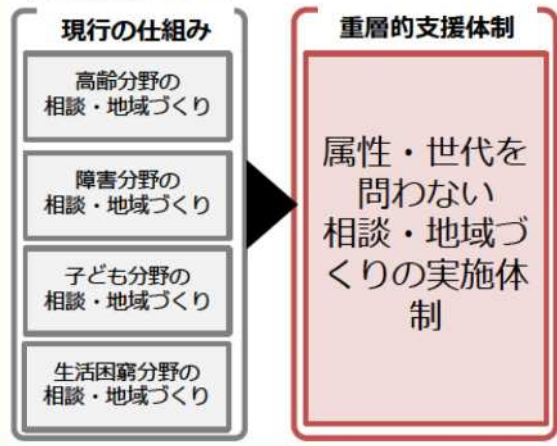
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**
(全国905福祉事務所設置自治体で
1,317機関(平成31年4月時点))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

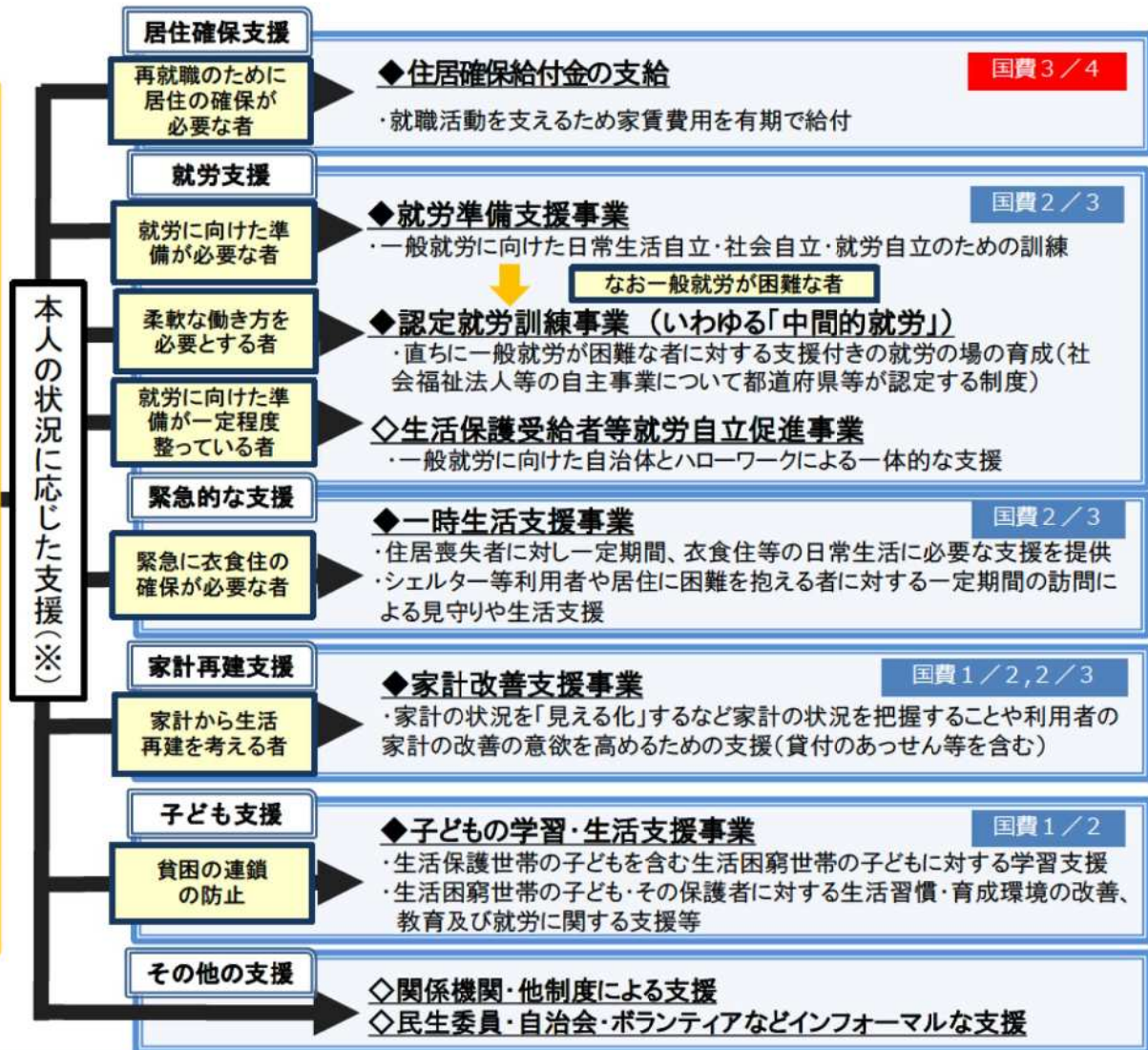
- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆**福祉事務所未設置町村による相談の実施**
・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



◆**都道府県による市町村支援事業**

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

生活困窮者等の住まい対策の推進

令和2年度 第二次補正予算案: 26億円

事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

【支援内容(例)】

①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

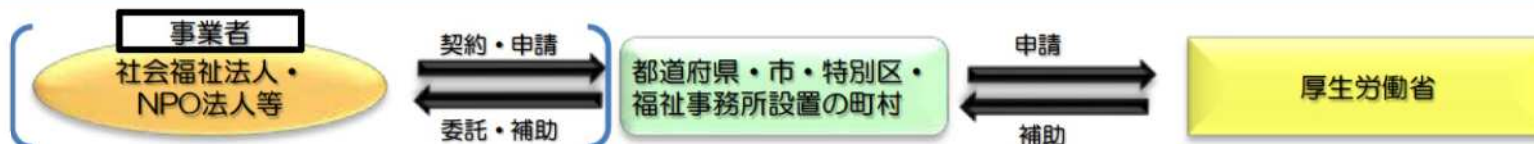
②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

補助スキーム等



(1)実施主体: 都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2)補助率: 国3/4、自治体1/4

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和3年度予算案 34億円(令和2年度33億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	27.8億円 (26.3億円)
調査研究等業務交付金	4.4億円 (4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円 (1.3億円)
その他(本省費)	94百万円 (96百万円)

※令和2年度第三次補正予算額

※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進(令和3年度:27.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。
- コロナ禍において、自殺防止対策に取り組む民間団体に対して、電話やSNSを活用した相談事業等に継続的な支援を行う。

2. 指定調査研究等法人機能への確保等(令和3年度:6.6億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。

3. 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化(令和2年度第三次補正:140億の内数)

- コロナ禍において自治体が行う、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。
- 自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

SNS等の相談から、地域におけるネットワークを活用した包括的な支援



対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



生きることの包括的支援のためのSNS相談事業等の拡充

令和2年度一次補正予算:2.7億円

【施策の目的】

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、生きることの包括的支援を行う。

【施策の概要】

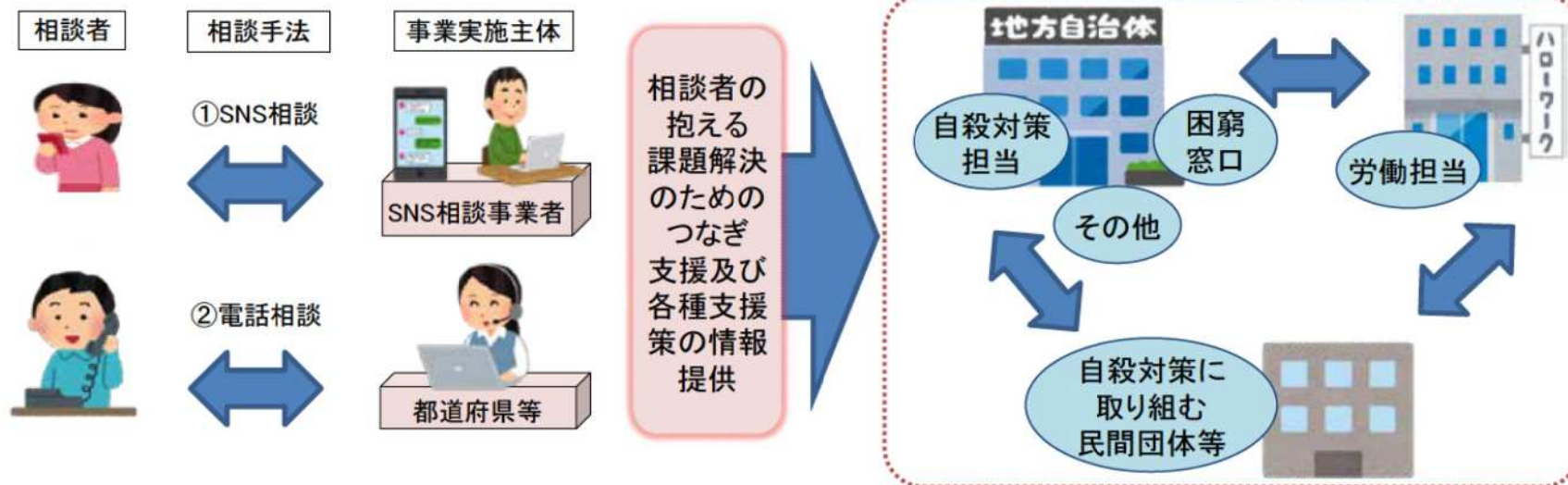
生きることの包括的支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える国民に対して、民間団体が行っているSNSを活用した相談及び都道府県等が行っている電話相談等の支援体制を拡充する。

【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

○ 実施主体:民間団体、都道府県、市町村 ○ 補助率:1/2、2/3、10/10

○ 対象者:新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方

○ 相談事業実施の流れ



自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援

【施策の目的】

令和2年度 第二次補正予算: 8.7億円

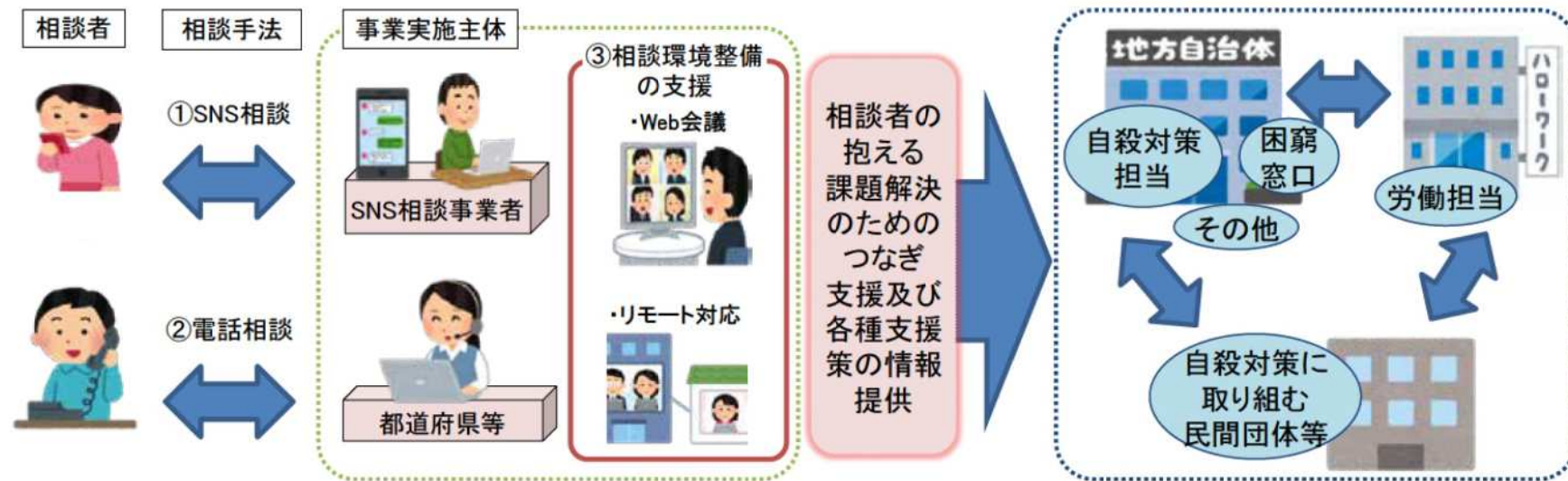
新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援を行う。

【施策の概要】

自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える国民に対して、民間団体が行っているSNSを活用した相談及び都道府県等が行っている電話相談等の支援体制を拡充するとともに、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等の相談環境の整備等に向けた支援を行う。

【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

- 実施主体: 民間団体、都道府県、市町村
- 補助率: 10/10、1/2、2/3
- 対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方
- 相談事業実施の流れ



新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策の強化

令和2年度 第三次補正予算額

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、都道府県等が行う自殺を未然に防止するための対策を強化する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方に対して、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。また、自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

【事業内容】

1. 相談体制の拡充

○電話・SNS相談

- ・行政機関が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供



- 対面相談:関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化



2. 相談員等の養成及び質の確保

- 対面、電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成と育成



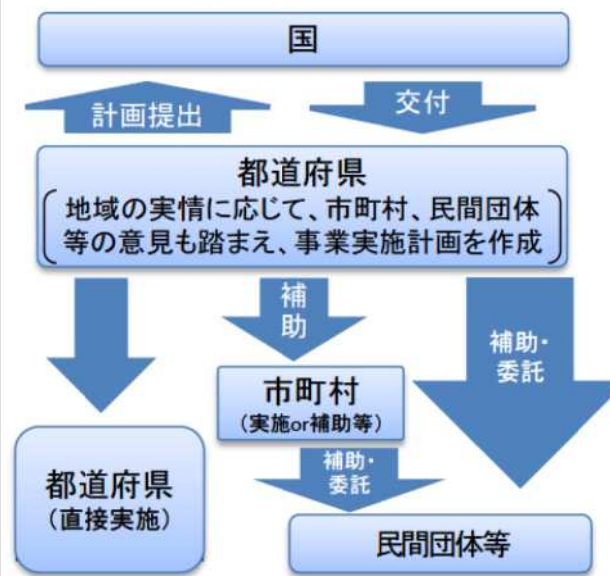
3. 自殺防止対策の情報発信の強化

- 自殺リスクを抱えた方に必要となる支援情報や自殺相談窓口等に関する積極的な周知

【事業スキーム】

- 実施主体: 都道府県

- 補助率: 国 3/4



支援情報検索サイトの利用方法



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

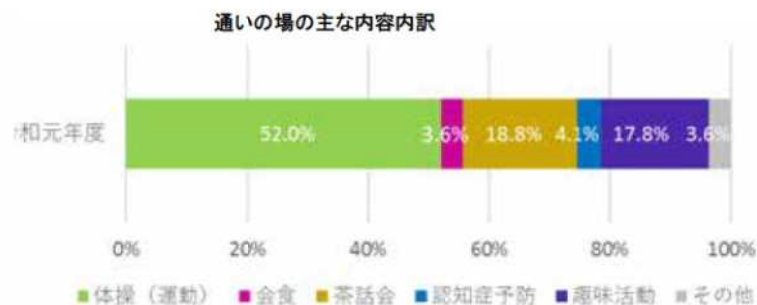
※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川彩々

住民主体の通いの場等（地域介護予防活動支援事業）

- 住民主体の通いの場の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進
- 通いの場の数や参加率は増加・上昇傾向にあり、取組内容としては体操、茶話会、趣味活動の順が多い。



(参考) 事業の位置づけ：介護予防・日常生活支援総合事業

○ 介護予防・生活支援サービス事業

○ 一般介護予防事業

・ 地域介護予防活動支援事業

・ 地域リハビリテーション活動支援事業 等

【財源構成】

国：25%、都道府県：12.5%、市町村12.5%
1号保険料：23%、2号保険料：27%

(介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況(令和元年度実施分)に関する調査)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進

- 令和3年1月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）」において、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針で、「外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保」のため、適切な支援を行うとされたこと、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症による通いの場の取組状況や高齢者の心身への状況に関する調査で、外出機会の減少等の状況等がみられたこと
 等を踏まえ、**感染拡大に配慮した介護予防・見守り等の取組の再徹底を依頼。**
- 令和3年1月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」において、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部で示された「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」で、「地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化」を図ることとされたこと
 等を踏まえ、**各自治体等における実際の見守りに関する取組事例や、介護予防と見守りを組み合わせた取組事例を収集し、周知。**

＜地域包括支援センター等による見守りに関する取組事例＞

②三重県玉城町の取組【地域包括支援センターと民生委員等が連携した見守り】

- 取組概要**
 - 民生委員が、有志の住民による手作りマスク、消費者被害防止に関するチラシ等を配布しながら、一人暮らし高齢者宅を訪問して生活状況を把握。
 - その後、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会において訪問結果を共有し、訪問できなかった方、訪問した方のうち支援が必要と考えられる方については、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員が訪問し、生活状況の確認や相談支援などの対応を行う。
- 実施者**
 - 地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員
- 対象者**
 - 75歳以上の一人暮らし高齢者
- 取組による効果**
 - 結果として専門的な支援を必要とする高齢者はいなかったが、質問がなかった高齢者の生活状況を把握することができ、その場で見守りに役立っている。
 - 経験の少ない民生委員の資力の向上、情報共有を通じて行政と民生委員との連携の強化につながっている。

【有志の住民による手作りマスク】



【配布したチラシ】



＜介護予防と見守りを組み合わせた取組事例＞

⑥埼玉県ときがわ町の取組【交通と体操を組み合わせたやすらぎデオレーター】

- 取組概要**
 - 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、定期的に開催していた「やすらぎの場」など集合して行う活動を中止。
 - 地域包括支援センターで作成した「家でできる体操体操」DVDを配布し活用いたたく中で、「みんなの顔が見たい、寂しい。」「なかなかやる気にならない。」といった声があがってきた。
 - そこで、保健師がやすらぎの場参加者宅に訪問し、感染症対策で取り組んでいることや、自宅で実践している運動などテーマを決めて1分程度話してもらい、やすらぎの場参加者のビデオメッセージを作成。
 - 動画の公開に保健師による介護予防体操・筋トレを組み合わせ、動画をしながら体操を動かすことができるよう工夫。配布の際に感想を伺い、次回のテーマや内容を決めている。
- 実施者**
 - 町、地域包括支援センター
- 対象者**
 - 一般介護予防事業「やすらぎの場」参加者
- 取組による効果**
 - 参加者同士つながりを感じてもらったことで、孤立感の軽減を図り、運動意欲の向上につながっている。

【取組の様子】



介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応（広報）

- 高齢者が居宅で健康に過ごすための情報や、新型コロナウイルス感染症に配慮して通いの場の取組を実施するための留意事項などを整理した、特設WEBサイト（令和2年7月開設）の開設
 - ※ 今後、コンテンツの更なる充実や新聞とテレビを活用した広報を予定
- 都道府県や市町村へポスター・リーフレット・DVD（動画）を配布（令和2年12月）
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進するために、自治体等の取組事例を周知（令和3年1月）



<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>

主なコンテンツ

<感染予防や居宅で健康に過ごすためのポイント>



<通いの場再開の留意点>



<ご当地体操マップ>

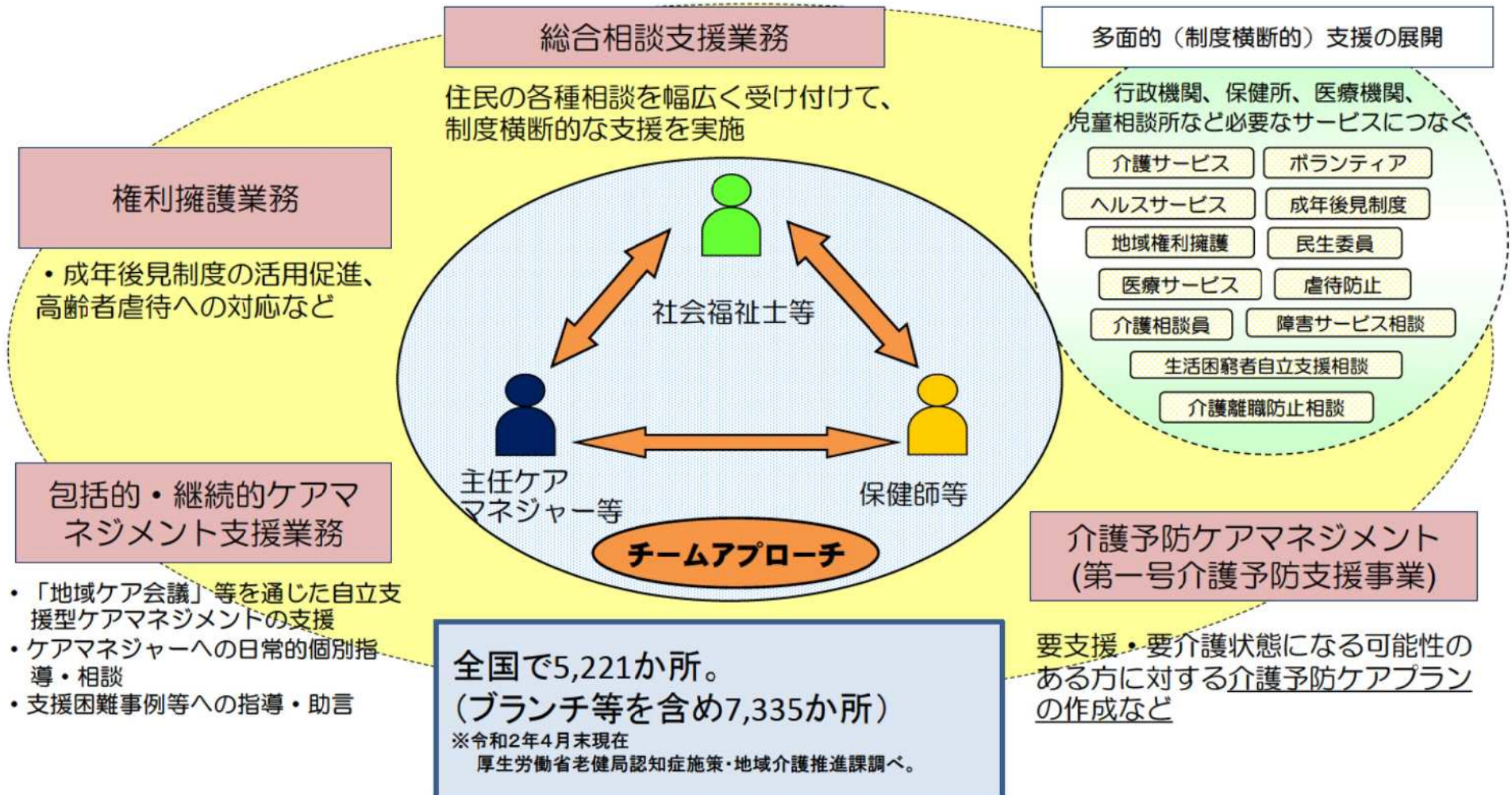


<動画・ポスター等>



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

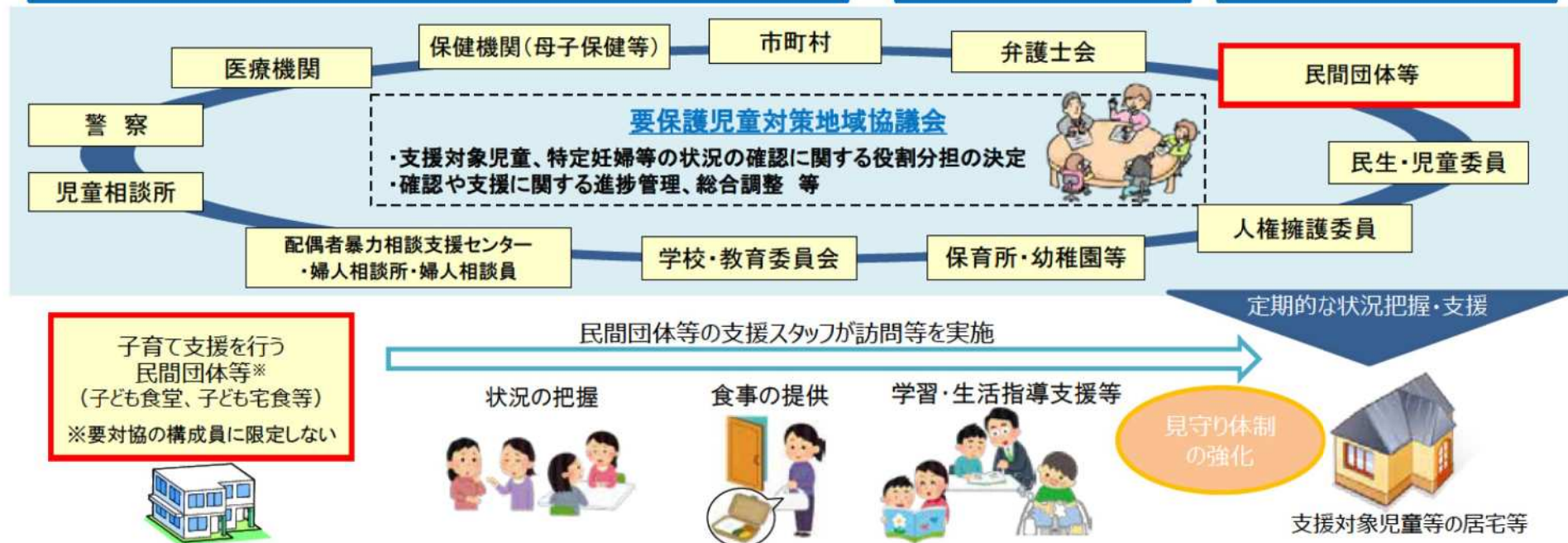
1か所当たり：9,723千円
※民間団体等の支援スタッフの person 費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもたちの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。（食材費は、実費徴収可）
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
 （事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）
 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
 【令和2年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数
 【H30実績（延べ利用人数）】258,703人



子どもの学習・生活支援事業について

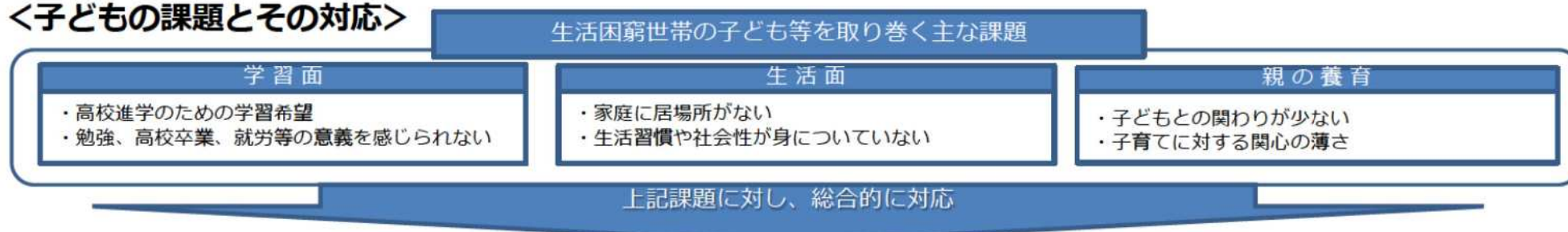
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

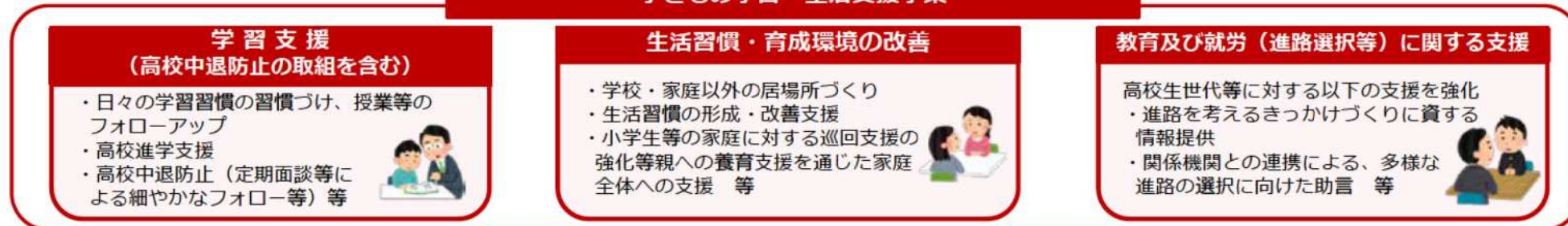
支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>



子どもの学習・生活支援事業



**子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）**



若年被害女性等支援事業【拡充】

令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- ◆ モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

＜主な拡充内容等＞

- 性被害等の未然防止を図る観点から、アウトリーチや相談支援に対応する職員を増員するとともに、ICTを活用したアウトリーチに要する経費を計上し、取組を強化
- 性被害によるトラウマのケアや感染症検査等について医療機関との連携による若年女性への支援の実施
- より安全・安心な居場所の提供に向けて、感染防止対策を図った上で、夜間における相談、見守り支援を行う支援員を配置
- SNS等による相談支援において、被害女性居住市町村との広域的な連携を充実させるため、調整旅費を拡充
- 本格実施に伴い、補助率を国10/10 → 国1/2、都道府県・市・特別区1/2に変更

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 ＜補助率＞ 国1/2、実施主体1/2 ＜1か所当たりの補助基準額案＞ 26,743千円（①～④全て実施）



ひきこもり支援施策の全体像

